



佐倉市

セーフティネット保証5号認定の申請について (新型コロナウイルス感染症・要件緩和版)

1. 本案内の概要及び留意事項

- ・ 本案内は、新型コロナウイルス感染症を事由とするセーフティネット保証5号（中小企業信用保険法第2条第5項第5号）認定において要件緩和した申請に係るものとなります。
- ・ 対象となる事業者は、業歴3か月以上1年1か月未満の事業者、又は前年と比べて業容拡大（店舗・工場・事業所の増設や新事業の展開、取引先拡大、新分野進出による業務の拡大、従業員数の増加など）した事業者となります。
- ・ 申請窓口：佐倉市役所商工振興課（事前予約制・電話 043-484-6529）
- ・ 融資を希望される金融機関にご相談頂いたうえでご申請ください。
- ・ 認定書の有効期間内（発行日含めて30日以内）に、金融機関を通じて千葉県信用保証協会に、保証申し込みを行ってください。

2. 認定の要件

- (1). 売上高等の減少が新型コロナウイルス感染症の影響に起因していること。
- (2). 経済産業大臣の指定を受けた業種に属する事業を行う中小企業者。
- (3). 佐倉市内に事業所等の事業実態があること。
- (4). 3か月以上継続して事業を行っている以下のいずれかの事業者。
 - イ) 業歴が1年1か月未満の事業者
 - ロ) 前年と比べて業容拡大した事業者

業況拡大の事例

店舗・工場・事業所の増設、新事業の展開、取引先拡大、新分野進出による業務の拡大、従業員数の増加

※事例以外の事由で申請希望の方は、事前にご相談ください

- (5). 以下の①～③のいずれかの要件にあてはまること

- ① 全ての業種が「指定業種」の場合※一業種の場合も含む。
最近1か月（※1）の売上高等と最近1か月（※1）を含む最近3か月間の平均売上高等を比較して5%以上減少していること。
- ② 主たる（1年間の売上高等が最も多い）業種が「指定業種」の場合
 - ・ 「主たる業種」及び「全体」において、最近1か月（※1）の売上高等と最近1か月（※1）を含む最近3か月間の平均売上高等を比較してそれぞれ5%以上減少していること。
- ③ 複数の業種があり「指定業種」もある場合
以下の全てを満たすこと。
 - ・ 最近1か月（※1）の「指定業種」と最近1か月（※1）を含む3か

月間の「指定業種」平均売上高等を比較した売上減少額が、最近1か月（※1）を含む3か月間の「全体」売上高等に対して、5%以上の割合であること。

- ・ 最近1か月（※1）の「全体」の売上高と最近1か月（※1）を含む3か月間の「全体」の平均売上高等を比較して5%以上減少していること。

※1. 「最近1ヶ月間」は、売上高の集計が行われている最新月かつ申請書提出月を除いた過去4ヶ月以内の月を記載してください。

一例：申請提出月：令和4年10月、最近1か月間：令和4年6月（令和4年7月から9月まで売上高の集計が取れていない場合に限る）

3. 必要書類：○は必須、△は該当者のみ必要、各1通

NO	法人	個人		
1	○	○	認定申請書(市HPよりダウンロード) ※下記①～③の条件から様式を選択。	
			条 件	使用する様式
			①全ての業種が「指定業種」の場合（一業種のみの場合も含む）	第5号－イー－⑦
			②主たる（1年間の売上高等が最も多い）業種が「指定業種」	第5号－イー－⑩
			④ 複数の業種があり「指定業種」もある	第5号－イー－⑬
2	○	○	認定申請書の確認シート(市HPよりダウンロード) ※5号の要件緩和版専用のものをお使いください。	
3	○	○	直近1年間の売上高における事業構成申告シート （事業を開始して1年1か月未満の申請者については、事業開始からの売上高を記載してください）	
4	○		商業登記簿謄本（「履歴事項全部証明書」等、申請日から3か月以内発行のもの）	
5		△	個人事業の開業等届出書等（1年1か月未満の個人事業者のみ）	
6	○	○	最近3か月間の「指定業種」における月別売上高等が確認できる書類	
7		△	確定申告書(最新のもの1期分)	
8	△	△	前年から今年にかけて業容拡大したことが確認できる資料(決算書、ホームページ、パンフレットなど。業容拡大した事業者のみ)	
9	△	△	事業実態が佐倉市にあることが確認出来る書類(謄本等で市内にあることが確認出来ない場合)	

10	△	△	委任状（金融機関等による代理申請の場合・任意書式）
以下は「指定業種」以外に売上高等がある場合のみ			
11	△	△	最近3か月間の「全体」の月別売上高等が確認できる書類

※認定申請書・確認シートにおける数値について

- ・ 数値確認書類と確認シート及び認定申請書の数値が一致するようにしてください。数値は1円単位まで記載するものとし、「千円」等の省略は認めません。但し、法人事業概況説明書等の数値根拠書類が「千円」単位である場合、確認シート及び申請書の数値を「000（0を3つつける）」にしてください。（例：数値根拠書類：135千円→認定申請書：135,000円）

※NO.6、11の「月別売上高等が確認できる書類」とは、

- 月次試算表、法人事業概況説明書、確定申告書、取引先別の内訳が記載されている売上帳簿等の客観的に確認できる書類のことです。
- レシートや領収書のコピーだけでは上記の証票と認められませんのでご注意ください。これらとともに、売り上げの実績額がわかる積み上げの計算書をご用意ください。
- 申請者名の記載がない書類、又はExcelやWord、手書き等で作成した書類は、事業者名の記載及び実印（申請者が個人事業主であれば個人の実印、法人であれば法人の実印）を捺印してください。

※NO.9の「事業実態が佐倉市にあることが確認出来る書類」とは

- 決算書、確定申告書、許認可証、納税書、公共料金納付書等の、事務所の所在が確認できる公的書類になります。

（本件についてのお問い合わせ先）

佐倉市海隣寺町9-7
 佐倉市役所 経済環境部 商工振興課
 電話043-484-6529